

消防設備士講習案内

東京消防庁

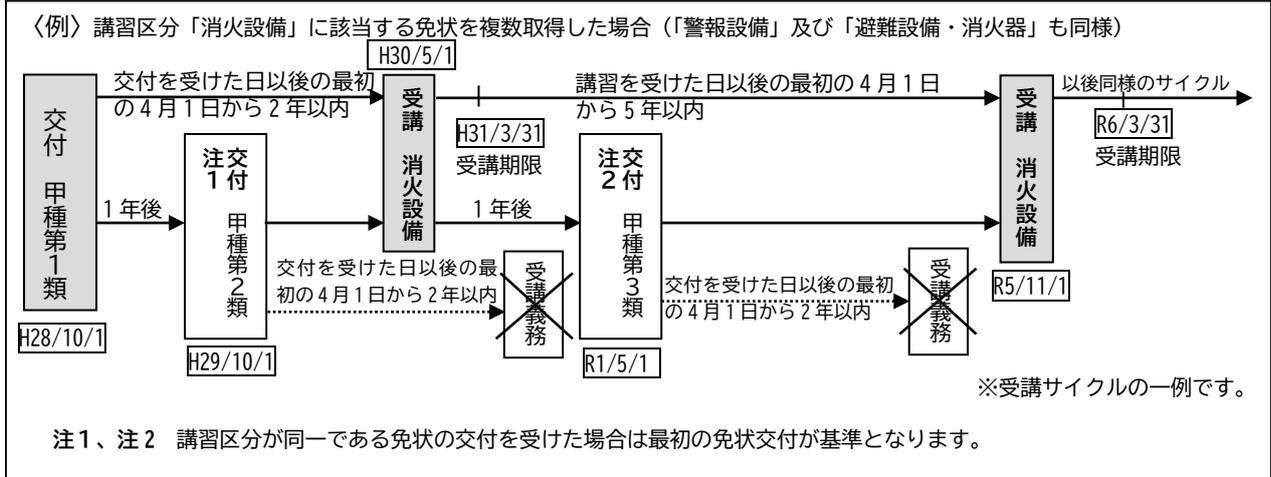
消防法第17条の10の規定に基づく工事整備対象設備等の工事又は整備に関する講習を次のとおり実施します。

1 受講対象者

消防設備士免状の交付を受けている方

2 受講期限 (講習区分ごと)

- (1) 免状の交付を受けた日以後における最初の4月1日から2年以内
- (2) (1)の講習を受けた日以後における最初の4月1日から5年以内



3 講習会場及び実施日

消防技術試験講習場 千代田区外神田 4-14-4 (講習会場案内図参照)

講習区分	免状種類	令和5年								令和6年			
		5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
特殊消防用設備等	甲種特類			6日 (木)					2日 (月)			19日 (月)	
消火設備	甲種第1・2・3類 乙種第1・2・3類	8日 (月)	19日 (月)	18日 (火)	7日 (月) 24日 (木)	4日 (月)	5日 (木)	6日 (月)	9日 (土)	18日 (木)	8日 (木) 29日 (木)	21日 (木)	
警報設備	甲種第4類	11日 (木)	8日 (木)	12日 (水)	10日 (木)	7日 (木)	12日 (木)	13日 (月)	12日 (火)	15日 (月)	5日 (月)	14日 (木)	
	乙種第4・7類	22日 (月)	30日 (金)	27日 (木)	28日 (月)	28日 (木)	31日 (火)	27日 (月)	25日 (月)	24日 (水)	15日 (木)	25日 (月)	
避難設備 消火器	甲種第5類	18日 (木)		21日 (金)	14日 (月)	11日 (月)				9日 (火)	1日 (木)	7日 (木)	
	乙種第5・6類	31日 (水)	5日 (月)		31日 (木)	25日 (月)	23日 (月)		18日 (月)	29日 (月)	22日 (木)		

4 講習時間

午前9時00分から午後5時00分まで (開場: 午前8時30分)

※ 講習科目の一部免除を申請した方は、午後1時00分から午後5時00分まで

(講習科目の一部免除者の受付は、午後0時45分から行います。)

※ 講習の開始時間に遅れないよう、余裕をもってご来場ください。

5 講習科目等

- (1) 工事整備対象設備等関係法令及び防火に関する他法令等に関する事項
- (2) 工事整備対象設備等の工事又は整備等に関する事項
- (3) 効果測定

6 申請窓口等

(1) 申請日時

月曜日～金曜日 午前 8 時 30 分から午後 4 時 30 分まで（祝休日及び年末年始を除く。）

※ 申請の締切日は、原則として各講習日の 7 日前です。ただし、7 日前の日が祝日、土曜日及び日曜日の場合は、その後の最初の平日です。

なお、定員になり次第締め切ります。空席の状況は、東京都内の各消防署、消防分署及び消防出張所（稲城市及び島しょ地域を除く。）に問合せするか、東京消防庁ホームページで確認できます。

(2) 申請場所

ア 申請日時

月曜日～金曜日

イ 申請場所

東京都内の各消防署、消防分署又は消防出張所（稲城市及び島しょ地域を除く。）

ウ 申請に必要な書類等

- 申請書 …申請書に必要事項を記入してください。（受講申請書記入要領参照）

申請書は東京都内の各消防署、消防分署及び消防出張所に準備してあります。

なお、東京消防庁ホームページ（申請様式）からダウンロードできます。

- 消防設備士免状

- 受講手数料…7,000 円（非課税）

※ 申請時に提出した書類及び手数料は、一切お返しできません。

※ 一部の講習にて電子申請で受付します。電子申請を希望する方は、東京消防庁ホームページでご確認ください。

7 講習科目の一部免除

講習（講習科目の一部免除を受けた講習を除く。）を修了した日の翌日から起算して 6 か月以内に他区分の講習を受ける場合は、希望により 5、(1)の科目の免除が受けられます。

※ 東京都以外の他道府県で受講した場合でも、講習科目の一部免除の申請ができます。

※ 効果測定の一部免除はありません。

※ 2 種類以上同時（6 か月以内 2 種類以上受講）に受講申請する場合

- ・申請時には講習科目の一部免除の手続きはできません。
- ・講習修了確認後、講習会場において講習科目の一部免除の手続きができます。
- ・受講日に「次回以降の受講票」を必ず講習会場へ持参してください。
お持ちでないときは、講習会場での講習科目の一部免除の手続きはできません。

8 留意事項

(1) 講習当日は、申請時に消防署所で交付された受講票、消防設備士免状及び効果測定で使用する筆記具（鉛筆又はシャープペンシル、消しゴム）を必ず持参してください。

(2) 講習で使用するテキスト代は、手数料に含まれています。

(3) 遅刻又は早退をした場合は講習修了とは認められません。新たに受講申請が必要となります。

(4) 講義中の携帯電話等の電子機器類の使用、テキスト以外の本を読んでいた場合及び居眠り等の迷惑行為を行った場合は、講習修了と認められないことがあります。

(5) 台風等により、講習日時の変更など緊急のお知らせがある場合は、東京消防庁ホームページに掲示します。

(6) 講習会場の建物内及び建物周囲は、全面禁煙です。

9 新型コロナウイルス感染症対策に関する受講者へのお知らせ

(1) 発熱(37.5℃以上)や体調不良の方、濃厚接触の疑いがある方は、入場をお断りします。また、会場内では、受講者同士の不安を解消するためマスクの着用をお願いします。健康上の理由により、マスクを着用できない方は、係員にご相談ください。

(2) 会場入口で体温測定を実施しています。また、会場での私語を禁止しています。

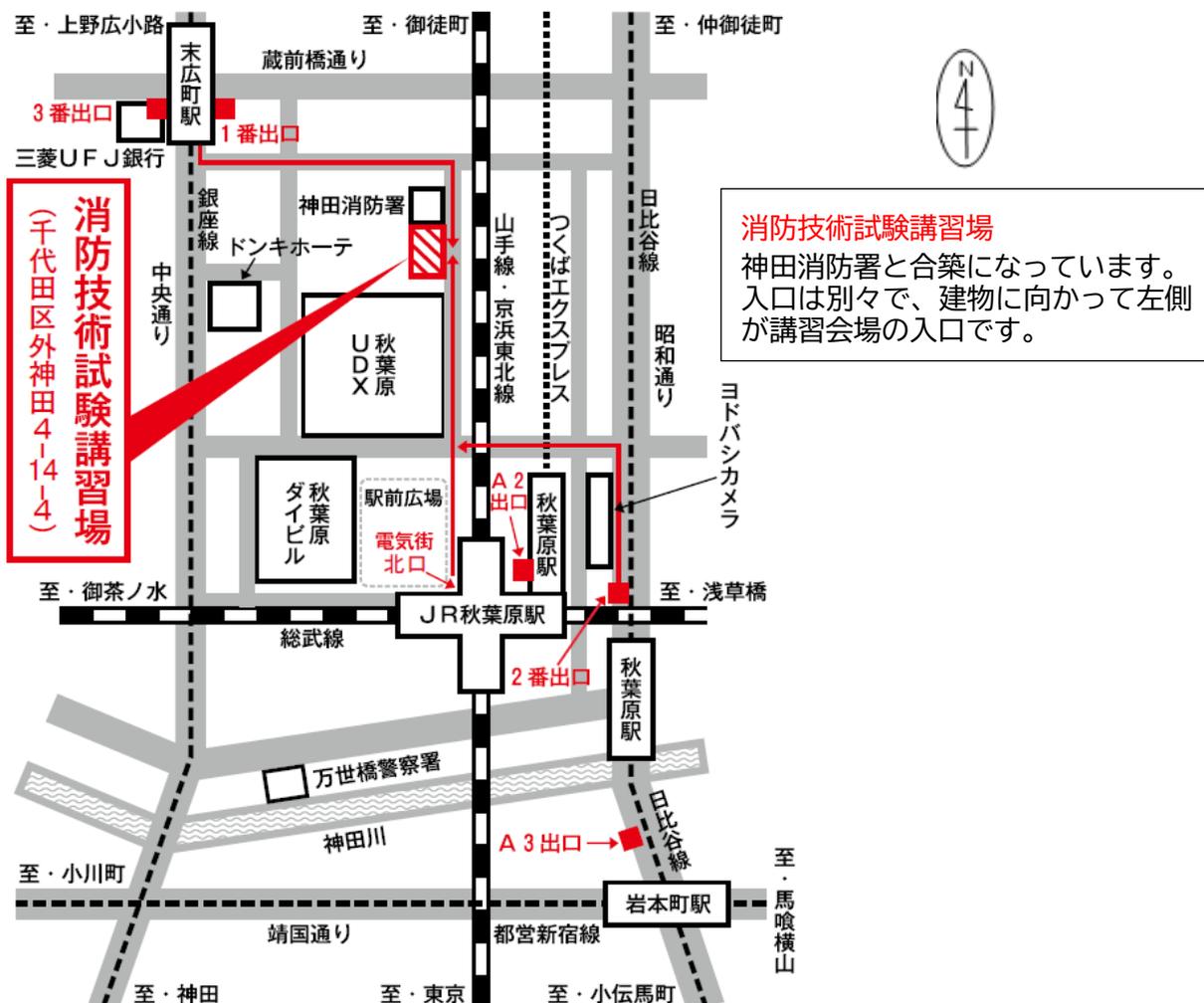
(3) 手洗い、手指消毒等の感染防止対策にご協力ください。

(4) 会場内を換気しているため、体温調節ができる服装でお越しください。

(5) 感染防止のため、休憩スペースの座席が非常に少なくなっています。また、状況により、休憩スペースでの食事をお断りすることがあります。あらかじめご了承ください。

《講習会場案内図》

※ 講習会場には駐車場及び駐輪場がありません。自動車・オートバイ・自転車での来場はお断りします。



消防技術試験講習場
 神田消防署と合築になっています。
 入口は別々で、建物に向かって左側が講習会場の入口です。

消防技術試験講習場
 (千代田区外神田4-14-4)

《交通機関》

● JR 秋葉原駅（電気街北口）	徒歩 5分
● 銀座線 末広町駅（1番・3番出口）	徒歩 3分
● 日比谷線 秋葉原駅（2番出口）	徒歩 7分
● 都営新宿線 岩本町駅（A3出口）	徒歩 10分
● つくばエクスプレス 秋葉原駅（A2出口）	徒歩 6分

問合せ先

東京都内の各消防署、消防分署又は消防出張所（稲城市及び島しょ地区を除く。）
 公益財団法人 東京防災救急協会 防災事業本部講習事業部講習第一課 03-5297-7383
 東京消防庁 消防技術試験講習場 03-3255-2945



東京消防庁ホームページ <https://www.tfd.metro.tokyo.lg.jp>